

あか村地域おこし協力隊導入・採用コーディネート業務委託

企画提案公募実施要項

平成28年5月

福岡県 赤村

## 1 目的

赤村は、福岡県筑豊地域の東部にあり、添田村、大任村、香春村、みやこ村と隣接しており、英彦山から扇状に走った山麓に挟まれた細長い盆地で、標高95m、北緯33度37分、東経130度52分、総面積は31.98km<sup>2</sup>である。村の総面積に占める森林面積の割合は67.5%で、英彦山を源流とした今川が流れ、南方に岩石、北方に戸城の城跡があり、山間部一帯では、緑と清流が作りだした素晴らしい景観に恵まれています。

伝えによると、吾勝野（あがつの）と呼んでいたが、阿柯（あか）と津野と称するようになり、その後、清和天皇の「光明赫々…（こうみょうかくかく）」という言葉から赤の文字を用いたといわれ、歴史上ゆかりの多い村として、史跡や伝説が数多く残されています。

明治20年に旧上赤村、下赤村、山浦村が合併し赤村となり、小内田村、大内田村が合併し内田村となって明治22年赤村と内田村が合併して今日の赤村となりました。

本村は農林業を基幹産業とし、農業体験の村として、「DO YOU 農？」をキャッチフレーズに都市との交流を行い、その拠点である宿泊研修施設「源じいの森」、「赤村特産物センター」を核として、農村の魅力を活かした村づくりを推進しています。

このように赤村には、豊富な資源が多々ありますが、個々の取り組みに留まっていることや、その魅力発信がうまくできていないことがひとつの課題となっています。

このため、個々の素材や人材のネットワーク化とともに、他にない赤村の魅力や強みを村内外に伝えていくことを必要としております。

また、地方創生の取り組みでは、赤村の特徴であり魅力である自然を活かした戦略づくりに取り組んでいますが、赤村の魅力を村内外に発信するとともにそれぞれの取り組みを繋ぎ、マネジメントする人材が必要となってきました。

このような状況から、本村においては地域外の人材による外からの目線による新しい風を吹き込むことが、赤村の魅力を活かす重要な取り組みであると捉えています。

そこで、総務省の地域おこし協力隊推進要項（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、あか村地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を導入するものです。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

あか村地域おこし協力隊導入・採用コーディネート業務委託

### (2) 業務内容

「あか村地域おこし協力隊導入・採用コーディネート業務委託仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで

### (4) 委託料の上限額

1,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 委託者選定方法

公募による企画提案型プロポーザル方式

(企画提案書の提出及びプレゼンテーションにより審査を行います。)

### 4 応募資格

地方公共団体における地域おこし協力隊導入・採用に関わる受託実績と高い専門性を有するとともに、次に掲げる全ての要件を満たす者とします。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないもの。
- ②参加申請書提出時において、赤村から指名停止を受けていないこと。ただし、参加申込書提出後から契約締結までの間に、赤村から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- ③国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ⑤過去において、地域おこし協力隊の導入・採用に関わる受託実績を有している者。
- ⑥法人の代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当する者（以下「暴力団等」という。）に該当し、その経営に実質的に関与している法人でないこと。
- ⑦法人の代表者又は役員等が、自己若しくは他人に違法若しくは不当な利益を図る目的や不当な被害を加えるなどの目的をもって、暴力団等を利用する法人でないこと。
- ⑧暴力団等と関係を持ちながら、資金などを提供するなどして暴力団等の維持運営に協力又は関与している法人でないこと。

### 5 企画提案スケジュール

平成28年 6月 1日（水）	公募開始
平成28年 6月17日（金）	質問の受付期限（17時まで）
平成28年 6月24日（金）	質問に対する回答期限（17時まで）
平成28年 6月30日（木）	企画提案書等の提出期限（17時まで）
平成28年 7月 8日（金）	プレゼンテーション時刻等の通知
平成28年 7月21日（木）	プレゼンテーション・審査
平成28年 7月29日（金）	審査結果の通知

## 6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成 28 年 6 月 30 日 (木) 17 時まで
- (2) 提出書類
- |                                 |                      |
|---------------------------------|----------------------|
| ①参加申込書 (様式第 1 号)                | 1 部                  |
| ③役員等名簿 (任意様式)                   | 1 部                  |
| ④企画提案書 (任意様式)                   | 10 部                 |
| ⑤見積書 (任意様式)                     | 10 部 (原本 1 部 他はコピー可) |
| ⑥会社概要及びこれまでの<br>実績が分かる資料 (任意様式) | 10 部                 |
- (3) 提出方法 郵送または持参  
※郵送の場合は必着のこと
- (4) 提出先 赤村 政策推進室 企画係  
〒824-0432 福岡県田川郡赤村大字内田 1188 番地

## 7 質疑応答

企画提案に関する質問については、下記のとおり電子メールにて受付ます。受付した質問の回答については、質問者を伏せ一覧表にまとめた形で、質問書を提出された全ての事業者へ電子メールにて通知します。

- (1) 受付期間 平成 28 年 6 月 17 日 (金) 17 時まで
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 質問票 別紙様式第 2 号
- (4) 回答 平成 28 年 6 月 24 日 (金) 17 時までに、質問票を提出した全ての事業者へ電子メールにて回答

## 8 審査の方法

審査は、「あか村地域おこし協力隊導入・採用コーディネーター業務委託選定委員会 (以下「政策推進室」という。)」において、業務実施の確実性・実行性、業務にかかる経費等について総合的に評価し、下記のとおり選定します。

### (1) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、事前に本村より通知を受けた事業者が参加できるものとします。

#### ①開催日程

平成 28 年 7 月 21 日 (木)

なお、開始時刻は応募事業者により異なるため、個別に通知します。

#### ②開催場所

赤村役場

詳細については個別に通知します。

③プレゼンテーションの時間

- ・プレゼンテーション 15分程度
- ・審査員からの質疑 15分程度

④プレゼンテーションの方法

- ・企画提案書に沿ったプレゼンテーションを基本とします。企画提案書からの変更や追加等はできません。
- ・プレゼンテーションの方法については、特に指定しません。ただし、以下に掲げるもの以外に必要な機器、資料等は事業者において準備してください。

電源、スクリーン、プロジェクター、ディスプレイケーブル、ホワイトボード(黒・赤マーカー含む)、机、椅子

- ・別途説明資料がある場合は指定部数とし、当日持参のうえ配布してください。(事前に提出されている企画提案書等関係書類一式は選定委員に配布します。)
- ・プレゼンテーション及び質疑応答の出席者は、事業者の社員のうちから1名以上とし、3名を上限とします。

⑤注意事項

- ・プレゼンテーション開始時刻の20分前には受付を済ませ、控室で待機してください。なお開始時刻は質疑の内容等により前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 評価項目

評価項目は下記のとおりとします。なお、配点ウェイトについては非公開とします。

①業務の実施体制

業務の実施にあたり、十分な体制が整っているか

②地域おこし隊員の募集・採用に関する提案力

募集、選考及び採用にあたり効果的な手法が取り入れられているかなど

③着任までの支援に関する提案力

着任までの支援に関して効果的かつ実効性のある提案となっているかなど

④業務実績

本業務を遂行できる業務実績やノウハウを蓄積しているか

⑤理解度

本村の現況や課題、方向性を理解しているか

⑥経費

(3) 契約候補者の選定

政策推進室において、当該業務委託の優先候補者を決定します。  
その後、委託者を決定します。

(4) 応募者が1事業者の場合の取り扱い

企画提案書の提出が1事業者であっても、政策推進室において審査を行い、選定の可否を決定します。

## 9 審査結果の通知及び公表

事業者決定後、評価結果に基づく順位、評価ポイントを書面にまとめ、速やかに参加事業者の結果を通知するとともに、本村ホームページで公表します。

## 10 契約

決定した委託予定者と企画提案の内容を反映させる目的で必要に応じ、仕様書の補正を行った後、契約を締結します。

## 11 その他の留意事項

(1) 複数提案の禁止

企画提案参加事業者は、複数の提案書の提出はできません。

(2) 提出書類の変更の禁止

提出期限到来後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は、軽微な修正を除き原則認めません。

(3) 提案書の取り扱い

赤村が受理した提案書は、理由の如何に関わらず返却しません。

(4) 費用負担

企画提案書の策定、プレゼンテーション参加等に要する一切の経費等は全て参加事業者の負担とします。

(5) 企画提案書の著作権及び公表

企画提案書の著作権は申請する事業者に帰属します。ただし、赤村は、候補者の選定結果の公表等に必要な場合には、企画提案書の内容を使用できるものとします。

(6) 情報公開・公表について

提出された企画提案書等については、赤村情報公開条例（平成15年条例第26号）の規定に基づき公開されることがあります。

## 1 2 問い合わせ

赤村 政策推進室 企画係

〒824-0432 福岡県田川郡赤村大字内田 1188 番地

電 話 0947-62-3000 (代)

ファックス 0947-62-3007

電子メール [aka-seisaku@mb.fcom.ne.jp](mailto:aka-seisaku@mb.fcom.ne.jp)

# 参加申込書

赤村長 様

申込者 法人名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

担当者 部署名 \_\_\_\_\_  
役 職 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

業務名：あか村地域おこし協力隊導入・採用コーディネート業務委託

申込書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当する事実はなく、本書の提出時において赤村の指名停止処分は受けておりません。

○添付書類

- 1 会社概要書（様式別紙のとおり）
- 2 過去の実績報告（任意様式）





様式第2号

平成 年 月 日

赤村長 様

法人名

所在地

代表者

印

質 問 書

あか村地域おこし協力隊導入・採用コーディネート業務委託の公募型プロポーザルの実施に基づき、次の事項について質問します。

質 問 事 項

【担当部署名】

【担当者名】

【電話番号】

【FAX番号】